九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

日本における法整備支援の課題と展望について

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

https://doi.org/10.15017/10727

出版情報：法政研究. 73 (4), pp.35-64, 2007-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

講演

日本における法整備支援の課題と展望について

川嶋四郎

一　はじめに
二　『司法制度改革審議会意見書』に見る法整備支援の重要性
　1　『意見書』の中の法整備支援
　2　『意見書』からの示唆と課題
三　日本における法の継受からの示唆
　1　「世界的な法の博物館」としての日本による法整備支援の意義
　2　多様性のある紛争処理システムなどからの示唆
四　日本による法整備支援の課題と展望
　1　法整備支援の課題
　2　法整備支援の展望

五　おわりに
1　東洋的正義の再生と伝播への希求
2　「逝きし世の面影」からの将来展望

一　はじめに

本日は、このような法整備支援についての専門的な会にお招きいただき、ありがとうございます。私の専門は、民事訴訟法で、法整備支援の経験は、ベトナム、インドネシア等、本当にごく僅かなものです。それゆえ、そのような人間が、どれだけのお話をすることができるか、心許ない限りですが、ともかく、そのさい、そしてその後に考えましたことを、少しでもお話しできればと思います。

さて、第二次世界大戦の頃、マレー半島を放浪した詩人、金子光晴は、日本人が、その原生林のただ中で行っているゴム園の開発現場を眺めながら、次のようなことを考えていました。

「森のあらたな整頓と、静粛のなかには、失われたものの、いなくなってしまったものをいたむこころが強く漲っていた。同時に、それは人のこころから、自己と放恣とが亡びてしまった取り返せぬ淋しさを語っていた。みたされぬ私の気持ちは、懐中電灯がうつし出す黄ろく濁った水のなかに、扁平な、カリカチュアじみた鰐のかたちが、幻にでもあらわれてくれぬものかと、秘かに待ちうけているもののごとくであった。夜のくらやみには、森のいきものの頽廃、嘆きが抱きあっているのを眺めてすぎるばかりであった。

・・・

開墾はすんだ。火で浄めた新しい土には、ゴムの苗木がうえられる。
だが、人間が、犠牲をものともせず、おのれの富の無限をくらべようとした非望も、広大無辺な森のなかに一つ二つ、けちな砂利禿をつくったにすぎない。[1]」

私は、ベトナムなど、東南アジアのいくつかの国への法整備支援に多少とも関わる中で、二冊の書物のことが、頭から離れませんでした。その一冊が、ここで引用しました、金子光晴の『マレー蘭印紀行』であり、他の一冊は、最後に引用します、渡辺京二の『逝きし世の面影』[2]です。

ほぼ四半世紀にわたりまして、私は、民事訴訟制度を中核とした「民事紛争処理過程の再構築」のための研究に携わってきました。紛争処理過程を、紛争当事者が主役となるべき救済形成過程・救済実現過程として捉える私の基本的な考察の視点は、次のような目的に向けられていたのです。

すなわち、手続利用主体である当事者が、広く民事救済過程において、弁護士や裁判関係主体等の多様で高質なサポートを得ながらも、いかに生き生きと躍動したかたちで自らその手続過程に立ち現われ、諸種の手続を活用し、自らの役割分担を認識し自己の手で救済を創案し、その後の新たな生活や関係展開に生かすかたちで、それを実現していくことができるかを、具体的にかつ手続規範的に探究することです。[3]それは、整序された多様な手続過程において、紛争当事者が、自己創発的な救済形成・救済実現を通じた紛争処理を可能にすることができる手続環境を、どのように創造すべきかに関わる課題と取り組む試みですし、また、そのための将来志向的な手続構築の試みでもありました。[4]

後に述べますように、私の法整備支援への関わりは、私が、「法整備支援」という営みを、このような専門領域に関する基礎的な考察のいわば応用型であると考えたことにも、端を発していました。

そこで、以下では、このような基本的な視点から、法整備支援における今後の展開のあり方につきまして、一般的な考察を加え、多少とも、基本的な示唆を獲得していきたいと考えています。それは、これからの法整備支援のために不可欠と思われる基本的な視座の模索でもあります。

この報告は、私のベトナムや中国における僅かな経験と、それに加えて、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、韓国等の人々と接する過程で得ることができたささやかな知見に基づくものにすぎないことを、先にお詫びしておきたいと思います。そして、このような機会を通じて、国家と法、そして法律の制定とその実務的な定着のあり方につきまして、抽象的にではなく具体的に、日本の外から考えるきっかけを与えていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。(5)

二　『司法制度改革審議会意見書』に見る法整備支援の重要性

1　『意見書』の中の法整備支援

さて、今ではすでに随分昔の出来事のようにも思えますが、二〇〇一年（平成一三年）六月一二日に、『司法制度改革審議会意見書――二一世紀の日本を支える司法制度』が公表されました。以下では、単に『意見書』と呼びますが、これは、二一世紀の日本における司法のあるべき姿を探究するものとして、新しい改革の基本指針を呈示しながら、網羅的に具体的な提言を行っています。

それは、次のような三つの柱から構成されていました。すなわち、第一に、国民の期待に応える司法制度を構築するための「制度的基盤の整備」、第二に、司法制度を支える法曹のあり方を改革し、質量ともに豊かなプロフェッション

としての法曹を育成し確保するための「人的基盤の拡充」、そして、第三に、司法に対する国民の信頼を高めるための「国民の司法参加」です。

他の諸制度の改革提言と比較しまして、ほとんど注目されてはいなかったようにも思われますが、この『意見書』の中には、何箇所かで、「法整備支援の推進」が語られていました。

まず、これからの日本の司法における「法曹の役割」を論じる中で、日本の法曹の国際社会に対する貢献の一環として、『意見書』では、アジア等の発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進していくことが要請される旨が、指摘されていたのです。これは、二一世紀における国際社会において、日本が、通商国家、科学技術立国として生きようとするならば、内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割の重要性が、一段と強く認識されるという前提に立ったものでした。

次に、より広く日本の司法全体の「国際化への対応」を論じる中で、『意見書』は、「法整備支援の推進」という独立した項目を立て、発展途上国に対する法整備支援を推進すべきであることを、より具体的に提言していました。すなわち、これは、発展途上国が経済発展を遂げ、民主主義に基づく豊かで安定した社会を築き上げるには、経済社会活動の基礎となる法整備が不可欠であるという前提のもとで、次のような基本認識に基づく提言だったのです。

「我が国は、諸外国から近代的な法体系を受け継ぎつつ、国情に即した法制度及び運用を確立してきた経験を活かし、民商事法や刑事司法の分野において、アジア等の発展途上国の研修生の受入れ、専門家の派遣、現地セミナーの実施等による法整備支援を実施してきた。こうした支援への取組は、我が国が国際社会の一員としての主体的な役割を果たす上で重要であるとともに、経済社会のグローバル化が進む中で、円滑な民間経済活動の進展にも資するものである。」

そのために、発展途上国に対する法整備支援につきましては、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきであり、また、司法制度等に関する情報を一層積極的に海外へ提供し、共有していくべきであることが、論じられていたのです。

さらに、人的基盤の拡充のための中核をなす「法科大学院制度」につきましても、その公平性、開放性および多様性の確保に努めるべきである旨を規定する制度設計の項目の中で、司法の国際化への対応や諸外国の法整備支援を通じた国際貢献の一環として、留学生の積極的な受入れに対して十分な配慮が望まれる旨も、付言されていたのです。

2　『意見書』からの示唆と課題

このような『意見書』の諸提言の基礎には、日本国憲法の前文に明記された国際平和、国際協調の精神が、横たわっています。

「日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めて国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」という、日本国憲法の決意あるいは精神に、法整備支援の営みは、相通じるものがあるのです。つまり、過去の歴史的な事実を踏まえて、「名誉ある地位」を占め得るために、より現代的かつ積極的な意味における国際貢献の新たなあり方として、『意見書』が法整備支援の拡充を謳っているとも、評することができるからです。

このような『意見書』における法整備支援の位置づけに関する特質は、第一に、法整備支援が、将来志向的かつ規範的に、継続的な司法制度改革の一部をなすことを確認している点にあります。第二に、その対象が、アジア等の発展途上国と指定されている点であり、第三には、それを担う主体の中心が、政府または弁護士（弁護士会）と考えられてい

る点を、挙げることができます。さらに、第四に、日本におけるプロセスを通じた質・量ともに豊かな法曹を養成するための法科大学院でも、諸外国の法整備支援を通じた国際貢献の一環として、留学生の積極的受入れに十分な配慮が望まれる旨が、付言されている点にも、その特徴を窺うことができるのです。

とりわけ、最後の点につきましては、『意見書』の理想とは相当かけ離れたかのように思える現在の法科大学院教育と新司法試験制度とに思いを馳せた場合には、単に、今後の課題として認識を新たにするだけではなく、そのような寛大さと余裕をもった制度運営が可能となる日の来ることを、切望せざるを得ないとも考えられます。ただ、概して、法整備支援についての『意見書』の提言は、当時の現状を踏まえたものであり、他の改革の諸提言と比較して、穏当な内容のものであると考えられます。

ともかく、『意見書』では、法整備支援の具体的な形態として、たとえば、民商事法や刑事司法の分野における、アジア等の発展途上国からの研修生の受入れ、専門家の派遣、現地セミナーの実施等が挙げられてはいますが、しかしながら、それらの具体的なあり方や手法あるいはより基層的な法整備支援の基本スタンスについては、ほとんど語られていません。そこで、そのような基層的なヴィジョンを埋める基礎的な作業は、研究者等に委ねられていると、考えられるのです。

このような現時における法整備支援の重要性を踏まえて、次に、今後の展望を試みてみたいと思います。

三　日本における法の継受からの示唆

1　「世界的な法の博物館」としての日本による法整備支援の意義

『意見書』の中でも指摘されていましたが、日本は、明治維新後に、諸外国から近代的な法体系・法理論を受け継ぎ、それらを日本の国情に即したかたちで法制度として確立し運用してきた経験と実績とを有しています。ただ、そうは言いましても、日本における法の継受の背景やその手法は多様であり、時に、内発的な改革の必要性の認識に基づき、また、時に、外圧的な改革の要請に基づくこともあったのです。

しかし、幸か不幸か、結果的に日本が継受した法の内実面での豊かさは、日本を、あたかも「世界的な法の博物館」にするかのような「法治国家」へ押し上げる原動力になったようにも思われます。しかもそれは、「死せる標本」を展示するにすぎない考古館的なものでは決してなく、少しおかしな比喩ですが、「生きた法」のいわば動植物園的なものとして、現存しているようにも思われるのです。

ひとつの例を、民事訴訟法の領域に求めますと、これまでの民事訴訟法の制定過程および改正過程を見れば、そのような博物館内の具体的な展示品の数々を、垣間見ることができるのです。

まず、一八九〇年（明治二三年）に制定されました日本で最初の近代的な民事訴訟法は、「市民社会の民事訴訟制度の理想を極限にまで推し進めた」[6]と評されます一八七七年のドイツ民事訴訟法が翻訳的に継受されたものと、評価されてはいますが、現実には必ずしもそうではなかったようです。たとえば、当事者宣誓制度は継受されず、当事者尋問制度などのように、ドイツ法には存在しなかった制度も創設されたのです。つまり、それは、ドイツ人テッヒョーの手になるものではありますが、ドイツ法やそのラント法だけではなく、オーストリー訴訟法草案なども参考にされています

し、また、当時すでに現実に実務的に継受されていたとされますイギリス法、フランス法およびアメリカ法の諸原則にも、相応の配慮を示したものと言われています。それゆえ、起草者をして、「日本固有の土着に根ざすもの」とも、評させることにもなったとのことです。

この明治民事訴訟法については、制定当初から規定が精緻すぎて運用が困難であるなどといった批判が存在しましたので、一九二五年（大正一五年）に、大改正が行われました。このさいも、日本の国情に沿った改正の過程で、多くの外国法が参照されました。その後、第二次世界大戦中の一九四二年（昭和一七年）に、手続の簡易化と審級省略のために、戦時民事特別法が制定されましたが、戦後廃止されました。

現行憲法の下では、アメリカ法の影響を受け、一九四八年（昭和二三年）に、民事訴訟法の一部改正が行われました。その後、一九九八年（平成八年）の大改正では、たとえば争点・証拠の整理手続などに見られますように、日本独自の制度をも数多く盛り込んだ法典編纂が行われ、さらにその後における幾度かの改正を経まして、現在の民事訴訟法は、利用しやすく分かりやすく頼りがいのある民事訴訟過程を、日本国民に提供しつつあるのです。

ここに、法の体系性は一定程度維持しながらも、日本にふさわしい民事訴訟過程を規範的に構築しようとする立案担当者の基本姿勢を、読み取ることができます。そして、今日の民事訴訟実務に見られますように、日本の国情に即した民事訴訟法規定を調整的に形成してきました結果、課題は少なからずありますが、[7] ある程度の成功を収めることができたようにも、思われるのです。

おそらく、日本における法制定の基本プロセスのあり方は、初代司法卿、江藤新平のもとで、当時の司法省で行われた世界各国の各種法典の翻訳作業に、端を発するものと推測されます。[8] それは、彼によって、世界レベルの法情報を十分に得た上で、立案担当者が国情に合わせて取捨選択と自己決定を行い法典編纂を進めるといった、法制定における基本姿勢の礎が形成されたと、考えられるからです。

ともかく、このような世界的な法の博物館における、いわば生きた陳列物は、現行法であります。興味深い事実なのですが、たとえば、日本の法学部等の出身者が、欧米の大学で法学を学ぶさいにも、語学力を別とすれば、他の外国人学生等と比較して授業内容を比較的容易に理解できるとされるのは、日本において、世界の法の要素を含んでいる日本法を、すでにある程度体系的かつ理論的に学んできたからであると思われます。しかも、欧米各国で学ぶ法学関係科目は、それに対応する日本法のいわば親であったり兄弟であったり、あるいは、遠い親戚であったりすることを示すような共通の特徴を有しているからです。

このことは、法整備支援を行うさいにも、重要だと思います。それは、単に、多様な法情報を提供できるといった法整備支援の内実面の豊かさを増大させる契機となるだけではなく、さらに、法整備支援の受入国が自国の経験に照らして法整備を行うさいに、基本的なプロセス的な指針をも提供し得ることになるのではないかと、思われるからです。

2　多様性のある紛争処理システムなどからの示唆

ところで、日本はアジアに属し、西欧法と東洋法といった法域の区分からしますと、東洋法に分類されます。西欧法と東洋法については、それぞれにおける紛争解決方式の特徴として、裁断型司法と調整型司法との対比で論じられることさえあります。

しかし、そのような抽象的な分類の意義は、近時におけるＡＤＲ（Alternative Dispute Resolution）の世界的な隆盛の影に、徐々に薄れつつあるようにも思われます。さらに、先に述べました民事訴訟法の制定過程とその結果とに象徴的に見られますように、また、グローバリゼーションの下で法学研究者や法学を学ぶ学生等による国際交流が進展するに連れまして、かつては比較的ローカルな存在であった内国法が、実質的には、世界的な統一法的要素をも有するこ

とになったように、思われるのです。

そこに、国際取引の内実を規制する実体法だけではなく、その紛争処理手続を規律する手続法につきましても、「手続法は法廷地法による。」といった大原則は存在しますが、大局的に見た場合には、平準化あるいは統一化に向けた方向性を、多少とも読み取ることができるように、思われるのです。

日本法に着目しました場合には、たとえば、民事訴訟法改正や一連の倒産法制の改正に見られますように、内国における実情を考慮しながらも、より高次のレベルで、洋の東西南北を問わない人間社会の英知の普遍化などといった志向をも、感じ取ることができるのです。

これは、新しい法整備支援の課題を、クローズ・アップさせてくれるように思われます。

先に述べましたように、日本は、あたかも「世界的な法の博物館」のような外観を呈しています。しかも、明治維新以降の近代的な中央集権国家としての歴史は、その内国法に特化した場合には、その南北に長い国土や地域ごとの人情や風土の多様性にもかかわらず、近代法治国家を形成してきたという点で、法整備支援におけるひとつのモデルを提供できるのではないかとも、考えられるのです。さらに、そのモデルは、法と現実が乖離した状態の下で、単に近代法が存在するといった静態的な現象を示すものでは、決してなく、実体法と手続法とを用いた「法化社会化」・「法の支配化」の漸進的な推進という理想に向けた、より動態的なモデルとしても、意義があるように思われるのです。なお、そのようなモデル自体も、国民や社会の要請にともないまして、絶えず変容し続けていることは確かですが。

私は、アジアの中に、このような「世界的な法の博物館」が存在することは、少なくとも、アジア諸国、とりわけ東南アジア諸国における「法の支配」のあり方を考える上で、有意義ではないかと考えるのです。

言うまでもないのですが、日本は連邦国家ではありません。日本国憲法の下で、実体法も手続法も、全国土で統一的に施行されています。内国法について言いますと、法規範に関する上位下位の位置づけや、慣習法の効力も、ほとんど

の場合に、実定法上明確です。

確かに、手続法の局面では、かつては、たとえば、旧民事訴訟法下で、「福岡方式」などといった地域的な手続慣行が形成され、また、旧和議法や旧破産法下では、「東京方式」や「大阪方式」などといった運用面で差異のある実務も、行われていました。[9] しかし、近時の法改革は、一般に、そのような地域で創造的に形成されてきた手続慣行の利点をも取り入れて、より標準化し普遍化することで、汎用性のある手続モデルを形成したように思われます。そのような日本における法改革の利点的な要素の汲上げのプロセスもまた、日本による法整備支援にとっては、示唆的であると考えられます。

さて、先に述べましたように、紛争解決プロセスに着目しました場合に、近時、日本においても、その手続の多様化が著しいように見えます。たとえば、民事裁判制度については、裁断型の典型例である民事訴訟過程におきましても、訴訟上の和解を中心とした調整型の手続が組み込まれています。さらに、より広く民事紛争処理過程を見た場合には、『意見書』にも記されていますように、ＡＤＲが、訴訟とともに、紛争処理にとっての車の両輪としての役割を現実に担うことも期待され、そのための法整備もなされたのです。しかも、近時、調整型の手続は、本来的には債務名義に基づいた債務内容を一気呵成に実現すべき強制執行過程におきましても、法律上および事実上取り込まれております。民事保全過程や倒産処理過程でもほぼ同様です。いわば、民事手続過程のほぼすべてにわたりまして、裁断型手続と調整型手続との融合現象あるいは調整型紛争処理の組み込み現象が、見られるのです。[10]

おそらく紛争の終結時に関する洋の東西の対照的な捉え方[11]などは、依然として残るとも思いますが、このような融合現象は、多様な紛争処理システムの構築の成果であると考えられます。

このように、近代合理主義に依拠した明治期の法の継受が、百数十年の時の経過を通じて、現代的な実質的正義の実現と定着にまで成長してきたということができるのです。民事紛争処理過程の変容あるいは柔軟化は、多かれ少なかれ、

世界各国の手続法に見ることができる現代的な傾向でもあるのです。

ただ、このような傾向は、司法における「公正さ」の価値を、決して損なうものではないと考えます。むしろ、民事紛争処理過程が、「形式的な公正」を超え、事案即応的な手続保障を基調とした「実質的な公正」を実現するための手続装置として、十分に機能しえるものとなりつつあるとも、考えられるのです。ただ、勿論それは、具体的な手続過程のあり方いかんにかかってはいますが。

以上は、いわば紛争処理手続というシステム設計のあり方に関わる問題ですが、それを支える人的要素に着目しまして、若干の言及を行いたいと思います。制度は人であるとも言われますように、制度はそれを担う人のあり方を抜きにしては語ることができないと考えるからです。

日本におきましても、全国各地で均質に法を適用し、それを通じて「法の支配」を確立していくという方向性は、明治以来の司法の伝統であり、かつ悲願でありました。「法の支配」の実践を担う、弁護士、裁判官、検察官等の能力や力量の維持と向上は、日本では、長い年月にわたる継続的な課題でしたし、戦後は、全国各地における裁判所、検察庁、弁護士会での修習をも含む司法研修所教育を通じまして、また、裁判官の転勤制度などを通じまして、ある程度の成果をあげてきたと考えられます。

裁判所制度の高質化につきましては、裁判所職員の質の維持と向上も、不可避の課題であります。さらに、日本弁護士連合会をはじめ、各地の弁護士会も、確かなかたちで「法の支配」を下支えするために、活発かつ献身的な活動を行っています。全国各地のいわゆる司法過疎地域における公設法律事務所の創設と運営なども、この文脈では有益であると考えられます。

なお、近時、全国各地の設けられた「司法支援センター（法テラス）」も、これからの展開が期待されます。

このような多様性のある日本型の紛争処理システムとそれを支える人的基盤の形成過程・形成結果も、法整備支援を

長期的な視野で行っていくためには、有益であると考えられるのです。

四　日本による法整備支援の課題と展望

1　法整備支援の課題

これまで、やや私の専門に引き付けて、総論的な検討を行ってきましたが、以下では、それらを踏まえまして、思いつくままに、法整備支援に関するいくつかの本質的な課題を挙げていきたいと思います。

（一）「水平的関係志向の法整備支援モデル」の重要性

まず、第一に、「水平的関係志向の法整備支援モデル」の重要性です。

法整備支援は、支援国と受入国との関係の点で、本来的に垂直的関係の要素を含んでいます。先に述べました『意見書』にも見られますように、法整備支援の相手国は、発展途上国であり、そのような国が経済発展を遂げ、民主主義に基づく豊かで安定した社会を築き上げるには、経済社会活動の基礎となる法整備が不可欠であるという、パターナリステックとも思える前提に立脚しているからです。つまり、これは、いわば、「垂直的関係志向の法整備支援モデル」なのです。

しかし、長い目で見て、法整備支援を実施し継続的な関係を維持し発展途上国が先進国になり得るためには、「水平的関係志向の法整備支援モデル」への変容が、不可欠であるように思われます。たとえば、法整備支援を行う日本とその相手国とが、同じ目線で対話を繰り返すことの重要性です。このことは、法整備支援を担当する専門家が、人間関係

の側面で信頼関係を形成することにもつながりますし、受入国の内発的な展開を刺激しやすいとも考えられますし、また、後に述べますように、日本の法改革に対しまして、フィードバックの可能性をも開くように、思われるのです。

このような将来志向的な「水平的関係志向の法整備支援」は、多様な支援方法を有効に活用して実現することができると考えられます。

法整備支援の方法には、一般に、「直接的な支援」と「間接的な支援」とが考えられます。受入国のニーズによっても、それらの具体的な内容は変わることになりますが、まず、直接的な支援としては、たとえば、日本人の専門家が直接的に特定の法典を起草すること、または、起草までは行わないもののそのための法情報やアドヴァイスを与えること、あるいは、法典の起草等に関してセミナー等を開催することなどを、挙げることができます。そのために、専門家の長期または短期の派遣なども考えられます。さらに、法典の起草を超えて、法の実践を担う法律実務家養成に、現地等で直接携わることもまた、直接的な支援と言えると思います。日本における集合研修も同様です。

これに対しまして、間接的な支援としましては、長期的な視点で、将来の起草者や法学研究教育者を育成するための機会を作ることなどが、考えられます。たとえば、若い研修生や学生の受入れや、そのための奨学金などの付与、さらには、日本の法典、判例および法律書などの受入国の国語への翻訳作業などが、具体的に考えられるのです。

なお、日本の専門家による法整備支援にさいしましては、その方法論も重要だと思いますが、必要とされる専門性の確保、および、研究者と実務家との共同も不可欠だと思います。たとえば、予算的な制約や期間的な制約なども存在しますが、法整備支援を担当する以上は、基本的には、受入国のニーズに、合理的かつ可能な限りで応えて行くべきだと思います。

（二）　支援を受け入れる国の国情の理解

次に、第二に、「支援受入国の国情の理解」です。

確かに、法はある種の理想であり、法律の制定を通じて、国家や国民の基本的なあり方を変容させていくという政策も、考えられなくはありません。しかし、私の専門である民事訴訟法について言いますと、それは、基本的に国民の日常生活に深く関わる問題を取り扱っており、市民にとって、利用しやすく分かりやすく頼りがいのあるものでなければならないのです。法整備支援の受入国は、たとえば、政治、経済、歴史、文化、宗教など、様々な点において個性をもっていますし、そのような個性を十分に理解し尊重した上で、法整備支援を実施すべきであると考えるのです。

法意識、法文化、法慣行、行動様式などを理解した上で、法制度の創造またはそのサポートを行うのでなければ、市民や国家に根差した持続可能な法制度にはなりえないと、考えられるからです。市民生活の現場を知ることも、また不可欠です。そのためには、法社会学者等、基礎法学者の貢献と実定法学者との協働も、不可欠となると考えます。

ただ、「国情の理解」が、正義の済し崩しにつながることは、回避されなければならないということは、言うまでもありません。

（三）　理論と実務の架橋への配慮

さらに、第三に、法整備支援にさいしては、「理論と実務の架橋」に配慮する必要があると思います。法、とりわけ民事法は、いかなるものであっても、決してお飾りではなく、現実的な通用力を有し、市民に活用される規範的な指針となり得てはじめて、その存在価値を有することになるからです。

法整備支援は、法の制定で終わるものではありません。法制度といったハコモノ的支援のみの支援は、回避されなければならないのです。継続的に法を定着させ改善させるための方策も、考案されなければならないゆえんです。

先に述べました明治民事訴訟法の制定とその後の改正は、法整備支援における理論と実務の同時的な架橋の重要性を、示唆しています。

民事訴訟法の世界では、明治期の法継受時に、確かに法典の継受はなされました。しかし、多くの場合、書物の活字からは窺い知ることができない実務の継受あるいは法の運用・実践の継受は、十分には行われなかったことが、すでに指摘されています。[12] 法典は、確かに、理想的な規範をも示すものでなければなりませんが、しかし、少なくとも民事関係領域につきましては、現実の市民生活からあまりにも遊離しすぎた法典は、「高嶺の花」あるいは「お題目」にすぎませんし、それでは、国民にとって、利用しやすく分かりやすく頼りがいのある規範とはなり得ないように思われます。法整備支援のさいにも、支援先の国情を踏まえて、実践・活用可能な法制度の創設が、志向されるべきであろうと考えます。

モンテスキューの『法の精神』を援用するまでもありませんが、洋の東西南北を問わず、「法律は、普通の人にとって分かりやすいものでなければならない。」ということは、当然のことです。そうでなければ、法は市民自身のものとはなることができません。法が、特定の専門家しか分からず、市民が自らの手で活用できない存在となってしまった場合には、市民的な基礎を失ってしまうだけではなく、時として、法というもの一般が信頼を失い、ひいては、法や国家が市民と敵対してしまう可能性さえ、芽吹きかねないと思います。ただ、法専門家は、市民が自らの手で法を活用し救済を獲得していくプロセスにおいて、高質なサポートを行う役割を、担うべきであると考えます。

そのためには、法学界および法律実務界の最高水準レベルの手厚い継続的な法整備支援が、不可欠となります。とりわけ、法の専門研究者（各種法律学関係学会員）について言いますと、日本法の特定領域のプロフェッショナルとしての研究教育者の関与が、不可欠になると考えるのです。なぜならば、それぞれの実定法の原理原則や歴史的な背景および法比較を十分に行うことができる研究者こそが、法整備支援の現場を担うのが相応しく、また、それこそが、「水平

的関係志向の法整備支援」の作法にかなっていると、思われるからです。

ただ、そのさいに、各種の学会を通じて人選を行うことには、やや抵抗を覚えます。学会によっても事情は異なると思いますが、派閥や学閥に依拠した人事が行われかねず、必ずしも、公正かつ適切な人選がなされるとは限らないようにも、思われるからです。

一般に、法と現実との乖離という現象は、法整備支援を必要とする国だけではなく、法整備支援を担当する国でも、少なからず見られるものです。ただ、これもまた、長期的な視野に立った法学教育と、着実な法制度の執行を通じまして、徐々に是正されていくべき課題であろうと思います。それが困難な場合には、それぞれの国の自発的な選択と決定に従いまして、より社会的な要請に即応した遵守しやすい法律に、改正していくべきであると考えます。

（四）　支援国間における調整

また、第四に、「法整備支援における支援国間の調整」の問題を、挙げることもできます。法整備支援の受入国が、公法私法を問わず、自国の法制度のすべてを、特定の一か国からの支援により、法典編纂を行う場合には、（そのこと自体のもつ問題性をひとまず措くとして）あまり問題は顕在化しませんが、しかし、そうでない場合には、法制度全体としての分かりやすさ、利用しやすさ、体系的な整合性などの点で、困難を来しかねないとも、思われるからです。

民事法に焦点を当てた場合に、たとえば、実体法はA国、手続法はB国が支援するといった場合（A、Bが、それぞれ大陸法系、英米法系の国である場合）、実体法のみについて、民法はC国、商法はD国が支援するといった場合（C、Dが、それぞれ大陸法系、英米法系の国である場合）、あるいは、民法の財産法はE国、家族法はF国が支援するといった場合（E、Fが、それぞれ大陸法系、英米法系の国である場合）などには、受入国の国民の視点から見まして、制定された法律が、理解しがたいものになるおそれも、なくはないと思います。また、たとえば、民事訴訟法に関する

法整備支援について、複数の国による並行的な支援が行われている場合に、G国が大陸法系、H国が英米法系などといったときには、その調整的な編纂が困難になり、利用者にとって使いづらいもの、そして体系性に欠けるものとなる可能性も、生じかねないように思われます。

確かに、一国による全面的な法整備支援よりも、複数の支援国による場合の方が、迅速な法典編纂が可能になる場合もあるでしょうし、また、より多くの国などから経済援助をも引き出し、将来の経済発展の可能性を増大させるようにも思われます。さらに、支援国の間で競争的な法整備支援の環境が作られることは、法情報の豊富化をもたらし、その献身の度合いを競わせる効果が生み出されることになるとも、考えられます。

しかし、大切なことは、民事法に関して言いますと、市民にとって、利用しやすく分かりやすく頼りがいのある法典になり得るかどうかです。支援国の利害を度外視して、支援受入国の、しかも国民の視点に立って、支援国・支援機関等の間におけるコミュニケーションを活性化させ、それらの間での調整を行うのが望ましいと考えます。談合的ではないかたちで、相互に緊密な連携を取り合いながら、支援国と受入国との間で適切な役割分担を行うことが要請されていると思うのです。

なお、日本におきましても、法整備支援の窓口を一本化するのが妥当であると考えられます。法整備支援の受入国およびその国民の視点からしますと、日本のどの省庁や機関が行っていましても、それが、「日本からの法整備支援」であることには変わりがありません。しかも、どの省庁や機関が行っていましても、その役割の軽重や責任さらには使命にも、全く変わりがないのです。法整備支援に関わる法専門家の立場から考えましても同様でありますし、むしろ、省庁間の権益や縄張りを想起させる権威主義的な感覚が醸成されることこそが、阻止されなければならないと思うのです。

2　法整備支援の展望

これまで、法整備支援の課題につきまして、いくつかの課題を析出してきましたが、それらを踏まえて、若干の展望を示したいと思います。

（一）　受入国による自己創発的な法制定・法改革の重要性

まず、第一に、法整備支援が、受入国の自己創発的な法制定および法改革を導き出せる方向で行われなければならないということです。先に述べました、「水平関係志向の法整備支援モデル」の目的は、法制度の自律的な展開をサポートすることであり、受入国が、以後加速度的に法典編纂と法改正を可能とするような制度的かつ人的環境を創造することを支援することであります。

日本における司法権の独立の歴史、すなわち、大津事件（湖南事件）の審理過程におけるように、司法権が、行政部等からの掣肘を排除することも重要です。独立した司法権というものに対する信頼こそが、国家の信頼につながることになるからです。現時では、独立かつ公正な司法制度の存在が、予見可能性を保障し、かつ、法に従った経済活動の自由を保障することにつながり、外資導入の契機ともなり得ると、考えられるからです。それゆえに、政府間における法整備支援の基本的な枠組も、最終的には、受入国における「司法権（司法部）の独立」を達成し確立できるかたちで、推進されるべきであると考えます。

その意味では、日本における法整備支援の主体は、『意見書』に述べられていたように、漠然と政府や弁護士会というより、むしろ、より限定的な意味で、一方で、法典整備に関しましては、法務省、弁護士会、研究者らが、他方で、裁判制度の整備につきましては、最高裁判所、弁護士会、研究者らが、それぞれ望ましいのではないかと、考えられる

のです。

なお、日本におきましても、英語ではなく、受入国の国語で直接的に法整備支援をサポートできる専門家の育成も、必要になると考えます。私は、ベトナムで、法整備支援を担当するある若い日本人法曹が、積極的にベトナム語を学んでいる姿勢に、感動を覚えました。

（二）　継続的な法整備支援の必要性

次に、第二に、継続的な法整備支援の必要性です。

法律の存在意義は、現実の法実践の効用にかかっており、特定の法律の制定でもって終わるような法整備支援は、必ずしも十分なものとは言えないように思われます。法の窮極には国民の意思があるのであり、法は、国民と共に存在しなければならないからです。いわば、「国民が使えてなんぼのもの」になるべきなのです。法整備支援の成否は、法律等の制定で終わるのではなく、それが、その国に安定的な規範情報を提供できるかどうかにかかっていることにも、留意しなければならないと思います。

さらに、ある法典が制定された後にも、より広く、判例の研究や学説の展開のためのサポートを行うことも必要になるでしょう。そのためには、多様な方法での技法の伝達と人材育成も必要となるのです。

このような継続的な法整備支援を通じまして、受入国が自立的な法形成を実現できる方向付けが、与えられるべきです。それが可能になってはじめて、「垂直関係志向的な法整備支援」から「水平関係志向的な法整備支援」への転換が、可能になると考えるのです。

（三）　日本における司法制度改革へフィードバックの重要性

さらに、第三に、法整備支援のプロセスで得ることができた知見を、日本における司法制度改革へフィードバックすることも、重要だと考えます。一般に、異文化交流の多くは、対話と学びの機会でありますし、そのことは、法整備支援にも妥当します。[13] 受入国における法継受の過程から、法整備支援の担当者が学ぶことも、決して少なくないと思います。

たとえば、ベトナムでの経験からですと、パブリック・コメントの機会の保障、法案の段階での翻訳の公表、英文官報の刊行など、日本においても有益な法律制定等についてのプロセスであるように思われます。[14]

このようなフィードバックは、「水平関係志向の法整備支援モデル」によって、より実り多いものになると思いますし、さらに、支援国の絶えず学び考える基本姿勢は、受入国の共感を誘い、継続的な信頼関係が構築されることにもなると、考えるのです。プロセス志向的に考えてみましても、「情けは人のためならず」なのです。ただ、このようなことは、本来、口に出すべき事柄ではないとも思いますが。

先に述べました『意見書』の考えの背景には、こうした支援への取組が、国際社会の一員としての日本が主体的な役割を果たす上で重要であることを指摘していると考えられますし、経済社会のグローバル化が進む中で、円滑な民間経済活動の進展にも資することをも示唆していると思います。それは、フィードバックの思想の片鱗を窺わせる記述とも、考えられるのです。

ここで述べましたことは、支援国の基本スタンスとして、「人間に対する温かい眼差し」と「社会正義」の実現とを同時に企図する方向を、堅持すべきであるということに、つながります。私は、法科大学院教育の基本的なあり方としても、そのような方向性が妥当であると考えていますが、法整備支援におきましても、同様のことが妥当すると、考えるのです。

なお、それとの関係では、「法科大学院」の現状に鑑みますと、法整備支援の一環として、留学生を受け入れることは、困難な課題だと思います。しかし、多様な刺激の中でグローバルな思考を体得できる法曹の養成のためには、法科大学院への学生の受入れは、今後の課題として、よりクローズ・アップされてもよいように思われます。

ヨーロッパ人権裁判所における苦悩に充ちた判断に見られますように、日本国憲法が「人類普遍の原理」と叙述する「人権」でさえも、必ずしも一義的で明解な定義あるいは概念規定が困難な現状では、そのプロセスを通じて権利が具体化され救済が形成され得る「公正な裁判過程」のもつ意味が、現代の国家においては、特に重要な意義を有することになると思います。「公正な裁判手続」が、いかなる国家にも必要となるゆえんです。

五　おわりに

1　東洋的正義の再生と伝播への希求

一般に、正義には、いくつかの形相があるように思われます。

法システムにしましても、紛争処理制度にしましても、西欧的なものと東洋的なものとの対比が行われてきました。その西欧的な正義を象徴する「偶像」が、正義の女神としてのユスティティア（テミス）の像です。

日本の民事裁判・民事訴訟は、近代化の要請もあり、西欧の裁判モデルを、その中核に据えていることが明らかです。民事訴訟過程に関しまして、この正義の女神像を読み解くとしますと、天秤は、権利の観念的な確定手続、すなわち判決手続を象徴しますし、剣は、権利の事実的な執行手続、すなわち強制執行手続を象徴することになります。ちなみに、目隠しは、公正さを象徴するとも、また、西欧中世における盲いた正義を象徴するとも、言われています。ともかく、

天秤と剣は、訴訟資料や証拠資料を天秤にかけ、いずれかの当事者に勝訴判決を下し、その結果（債務名義の内容）を、剣が象徴する強制執行力でもって忠実に実現しているありさまを象徴しています。これは、裁断型の正義あるいはゼロサム・ゲームの象徴であり、かなり厳格で冷たい正義とさえ、評されかねないものと言えます。

これに対しまして、日本古来からの救済の考え方は、より豊かで多様で柔軟な性格を帯びているように思われます。たとえば、それは、「千手観音（千手千眼観音）」像に、象徴的に表現されています。これは、限りない慈悲を表わす観音菩薩であり、千の慈悲の目と千の慈悲の手を備えています。しかも、それらの手には数々の救済の道具立てを有しており、衆生を遍く済度する大願を表わす像なのです。

これが、いわば東洋的な正義のひとつの表現なのではないかと、私は考えています。[15] それは確かに、千手観音が、様々なかたちで衆生を救済する姿の象徴なのですが、その像を現代的に読み解きますと、むしろ、市民が、多様な手段を選択的に活用して自ら法的救済を形成していく機会を具体的に示しているとも考えられるのです。紛争当事者が、個別事件の具体的文脈で、そのニーズに即した救済手続と救済結果を、選択的かつ創造的に見つけ出していく過程を、よく示していると思います。つまり、市民の自己救済を可能にする場と手段を提供する公正なフォーラムの象徴であるとも、考えられるのです。

先に述べましたが、私は、このように、紛争当事者が、公正な手続過程を通じて、個別事件の具体的な文脈に即した救済の道具を選択的に（時に創造的に）獲得できることが望ましいと、考えているのです。

このように、「正義の女神」像と「千手観音」像とは、それぞれ、たとえば、民事訴訟とＡＤＲとに比定することも、また、訴訟と非訟に対応するものとも、考えられます。本論の文脈におきましては、西欧型正義と東洋型正義との対比とも、評することができるように思います。あるいは、少し別の見方として、東洋型正義の真部分集合としての西欧型正義とも、位置づけることができるのではないかと思います。東洋型正義とは、そのように多様で豊穣で広範なのです。

それゆえに、私見では、民事訴訟制度をも含めた司法制度、紛争処理手続のあり方の象徴が、単に正義の女神像だけではなく千手観音像でもなければならないのではと、考えるのです。

話を法整備支援に戻しますと、世界の中で、日本が法整備支援を担当するさいの利点は、極論なのですが、日本が、このような正義の女神像だけではなく、温かみのある正義を実現できる千手観音像的な法規範と裁判システムを、伝播させることができる可能性をもっているという点にあるのではないかと、考えられるのです。

2 「逝きし世の面影」からの将来展望

最後に、先に言及しましたもう一冊の著作を引用しまして、この報告を閉じたいと思います。

日本の地方と呼ばれる場所から、確かな視点で批評活動を続けている、渡辺京二は、明治維新の前後に日本を訪れた欧米人の見聞録を素材として、今から数年前に『逝きし世の面影』を上梓しました。

そこで、彼は、次のような興味深い指摘をしています。

「私の問題意識に、日本的なものを讃美しようとする志向を見出す人がいるらしいのは、甚だ意外というほかない。私は自分が日本人論とか日本文化論に全く関心がない。」と。

その出版後に、渡辺は、次のような本報告にとっても示唆的な指摘を行っていたのです。[16]

「…われわれは欧米人観察者の所見について、どれだけでも懐疑的になることができるが、彼らが口を揃えて当時

の日本人を幸福で満足した民と表現するとき、その印象を幻影として斥けることはできない。なぜなら、その印象は彼ら自身にとって意想外でありおどろきだったからである。

彼らは逆に、この国において専制的支配の下にうちひしがれた民を見出すものと予想していた。だから彼らの発見は不本意な発見だったのである。彼らはおのれの属する近代西洋文明の優越については揺るがぬ自信の持ち主だった。彼らの文明が達成した諸価値はことごとく、人間に史上最高の幸福をもたらすはずのものであり、その意味でそれはヒューマニティのための文明だった。ところがそのような近代的ヒューマニティを保証する要件を根本的に欠く社会において、住民の顔は幸福感に輝いているのである。較べて見れば明白であった。彼らが故国の都会でしばしば見出したような、憔悴と絶望と苦悩の表情は、江戸でも長崎でも目にすることはできなかったのだ。

彼らの近代西洋文明への自信が揺らいだというのではない。だが彼らは、それとはまったく枠組を異にする文明が、住民に幸福を保証しうるという事実を承認せざるをえなかった。したがって彼らは、しばしば立ち停まって沈思したのである。自分たちの到来がこの国にもたらそうとしている変革は、もともと無用なのではないか、この国は今のままで十分幸せなのではないかと。つまり彼らは、おのれが西洋近代文明の一員であることに改めて優越をおぼえながらも、この国の住民にとって《近代》は必要ないのではあるまいかと、しんそこから感じたのである。」

これまで何度か携わる機会を得てきました法整備支援の仕事におきまして、私も、「しばしば立ち停まって沈思」することがありました。しかし、元来、提供した諸種の法情報の選択の自由は、受入国の立案担当者やその国民にあるのであり、おそらく、今、私たちができることは、私たちの歴史と経験をもとにして、もし存在するとすれば、よりよき選択のために十分な情報や選択肢を提供することであると考えて、私はその任に当ってきたにすぎなかったのです。[17]

先に言及しました『意見書』の含意には、重いものがあると思います。それは、法科大学院の将来的な使命というだ

けではなく、日本における法継受の歴史と伝達が、日本の司法だけではなく、将来にわたって日本社会の全体をより豊かなものにするための契機となるといった確信に裏付けられたもののようにも、思われるからです。

つまり、法整備支援は、決して支援対象国の問題ではなく、私たち自身の問題として、考え実践しなければならないと思うのです。[18]

最後に、少し雑感を述べて、終わりにしたいと思います。

ベトナムでは、たとえば、朝が早いのに驚きました。

夜明け前から、近隣の農民たちが、野菜や果物を売りに、ハノイの中心街にやってきます。その喧噪で、目の覚めることも少なくありませんでした。これは、少し前の日本の農村の人々の暮らしに似ていると思います。

法整備支援の目的をも含めまして、これまで何度かベトナムを訪れましたが、私は、ハノイでもホーチミンでも、その流れるような活気には、いつも驚かされました。昼夜分かたず、バイクで街中を移動する多くの人たちを見るにつけましても、三〇年ほど前まで過酷な戦争を強いられながらもそれを戦い抜いてきた国の、未来に続く活力と明るさといったものを、感じることができました。しかも、ハノイの街の猥雑さと喧噪は、意外なことに、どこか心の安らぎさえも、感じさせてくれたのです。

また、郊外に広がる水田地帯は、私の生まれ故郷へ戻ったような懐かしささえも、感じさせてくれました。

ベトナム司法省では、法典の起草に携わる職員の年齢が、極めて若いのにも驚きました。それは、ベトナム戦争で多くの人々が亡くなったことや、若くて優秀な人たちが国費で海外留学の機会を得て、世界各地で法を学び、その成果を新しい国家の法典編纂活動に役立てていることの現われでもありました。それは、日本の明治維新を想い起こさせる若い国家の希望の象徴のようです。

ベトナムで、私は、そのように、しばしば明治維新後の法典編纂の努力と挫折そして独自の法制度の確立のプロセス

を想起しました。多分、今日も、朝早くから、ハノイの街には、近郊から野菜や果物を売るために、多くの人々が参集していることと思います。その街の雑踏も水田地帯の長閑さも、変わらないと思います。私は、そのような若い人々を中心とした国家の法典整備・法制度整備の事業が、順調に進むことを願ってやみません。

そのような心持ちは、本報告で述べましたように、より広く法整備支援の基本スタンスに寄せる思いにも、つながっていくのです。

長い時間、ご静聴ありがとうございました。

〈注〉

(1) 引用は、金子光晴『マレー蘭印紀行』(中央公論社、一九四〇年〔昭和一五年〕) による。

(2) 渡辺京二『逝きし世の面影』(葦書房、一九九八年〔平成一〇年〕)。

(3) たとえば、川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』一頁(弘文堂、二〇〇五年〔平成一七年〕) などを参照。

(4) これについては、たとえば、川嶋四郎『民事救済過程の展望的指針』(弘文堂、二〇〇六年〔平成一八年〕)、および、同・前掲書注(3)を参照。

(5) なお、ベトナムにおける法整備支援については、たとえば、武藤司郎『ベトナム司法省駐在体験記』(信山社、二〇〇二年〔平成一四年〕)、塚原長秋「ベトナム法整備支援活動報告」自由と正義五五巻九号二六頁(二〇〇四年)、松島洋＝片山達「ベトナムにおける法曹養成制度の改革」自由と正義五七巻八号六〇頁(二〇〇六年〔平成一八年〕)、吉村徳重「ベトナム民事訴訟法の今後の課題」ICD NEWS二六号二頁(二〇〇六年〔平成一八年〕)、井関正裕「ベトナム民事訴訟法の将来の問題」ICD NEWS二六号(二〇〇六年〔平成一八年〕)、酒井一「ベトナム民事訴訟法の将来の改正課題」ICD NEWS二六号(二〇〇六年〔平成一八年〕) などを参照。

さらに、本報告の後、香川孝三『ベトナムの労働・法と文化』(信山社、二〇〇六年〔平成一八年〕)、および、榊原信次『ベトナム法整備支援体験記』(信山社、二〇〇六年〔平成一八年〕) に接することができた。いずれも、法整備支援のあり方を具体的に考えるさいに有益な情報を満載した著作である。

(6) 染野義信「わが国民事訴訟法の近代化の過程」同『近代的転換における裁判制度』二三八頁(勁草書房、一九八八年〔昭和六

三年)。

(7) 川嶋・前掲書注(3)九四頁および同・前掲書注(4)一頁を参照。

(8) 川嶋四郎「歴史のなかの司法(一):江藤新平——熱き思い『国民のための司法』」カウサ〔Causa〕一号七三頁(二〇〇二年〔平成一四年〕)を参照。さらに、司馬遼太郎『歳月』二四一頁(講談社、一九七一年〔昭和四六年〕)も参照。

(9) たとえば、東西倒産実務研究会編『破産・特別清算(東京方式・大阪方式倒産実務研究シリーズ1)』(商事法務研究会、一九八九年〔平成元年〕)、同『会社更生・会社整理(東京方式・大阪方式倒産実務研究シリーズ2)』(商事法務研究会、一九八九年〔平成元年〕)などを参照。

さらに、福岡における破産手続については、山田徹「個人破産事件の処理方策を中心とした福岡地裁の倒産・執行・保全事件の実情」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題(平成一一年度)』三七七頁(第一法規、二〇〇〇年〔平成一二年〕)、川嶋四郎「消費者破産・免責手続と詐害行為取消訴訟——私人による破産・免責手続の補完とその育成の視点から」河野正憲=中島弘雅編『倒産法大系——倒産法と市民保護の法理(林屋礼二教授古稀記念論文集)』四三二頁(弘文堂、二〇〇一年〔平成一三年〕)などを参照。

(10) 興味深いことに、日本では、このような近時の傾向は、労使紛争処理を目的とする労働委員会の不当労働行為審査手続などにおいても見られる。労働組合法二七条の一四を参照。

(11) この点については、川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』三九頁注84(日本評論社、二〇〇六年〔平成一八年〕)を参照。

(12) 中野貞一郎「手続法の継受と実務の継受」同『民事手続法の現在問題』五七頁(判例タイムズ社、一九八九年〔平成元年〕)を参照。

(13) この文脈では、アメリカにおけるロー・スクール教育についてのものであるが、川嶋四郎「アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(二)——John Sexton, Legal Education; Today and Tomorrow」法政研究(九州大学)六九巻三号六四四頁(二〇〇三年〔平成一五年〕)を参照。

(14) さらに、たとえば、川嶋四郎「ベトナムにおける民事司法の一局面についての実情報告——債権回収システムに焦点を当てて」法政研究(九州大学)七三巻二号二三四頁(二〇〇六年)、同「ベトナム民事司法に関する課題と展望——債権回収システムの課題と展望を中心として」法政研究(九州大学)七三巻三号二五〇頁(二〇〇六年)などを参照。

(15) これについては、川嶋四郎「ADR機関の連携可能性と弁護士会の役割——ADR機関の連携を通した『福岡発連携的正義』の試み」法政研究(九州大学)七三巻二号二二一頁(二〇〇六年〔平成一六年〕)も参照。

(16) 以下の引用は、渡辺京二「逝きし世と現代」同『荒野の立つ虹(渡辺京二評論集成Ⅲ)』一二九頁(葦書房、一九九九年〔平

成一一年）による。

(17) このような基本的な考え方は、私の「救済過程論」を通底している考え方である。たとえば、川嶋・前掲書注(3)一〇―一五頁、同・前掲書注（4）四二―四六頁、同・前掲書注(11)三〇―三六頁などを参照。

(18) これは、先に述べた『司法制度改革審議会意見書』が呈示した使命といった狭い問題ではなく、また、それ以前から、着実に行われてきた法整備支援の継続的な延長という問題を超えて、さらに深い課題ではないかと考える。

それゆえ、文脈は異なるものの、量子化学者の藤永茂が、『アメリカ・インディアン悲史』（朝日新聞社、一九九三年〔平成五年〕）の本編末尾に記した言葉が、想起される。藤永は、石牟礼道子『苦海浄土』（講談社、一九七二年〔昭和四七年〕）の一節を引用した後に、次のように述べている。

「こう、石牟礼道子さんに語った水俣の漁師の爺さまを、我々が殺したとき、我々はまぎれもなく『インディアン』を殺したのである。

＊　＊　＊

インディアン問題はインディアンをどう救うかという問題ではない。インディアン問題はわれわれの問題である。われわれをどう救うかという問題である。」

（「　」内は、藤永・前掲書二五六頁からの引用。）